

指定認知症対応型共同生活介護
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

サポートハウス 灯り

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社スギタが設置するサポートハウス灯り（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者が、認知症状を伴う要介護（要支援）状態にある利用者に対して、適切な指定認知症対応共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄などの日常生活場面での世話や機能訓練などの介護その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする
- 2 事業にあたっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
 - 3 前2項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年高槻市条例第42号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 サポートハウス 灯り
- (2) 所在地 大阪府高槻市八幡町 10-7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

員数	1名
職務内容	従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令などにおいて規定されている指定認知症対応共同生活介護（介護予防を含む）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護師

員数	1名以上
職務内容	入居者の健康などを管理し医師との連絡・調整を行う。

(3) 計画作成担当者

員数 ユニット毎に 1 名 計 2 名（1 名は介護支援専門員）

職務内容 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関などとの連絡・調整を行う。

(4) 介護従事者

員数 日勤帯は入居者 3 名に対して介護職員 1 名は必ず配置します。

夜勤帯は介護職員を、ユニット毎に 1 名配置します。（2 名）

職務内容 介護従業者は利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、18 名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の内容）

第6条 本事業者で行う認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替えなどの介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ 健康管理

（介護計画書の作成）

- 第7条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）計画書を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
 - 3 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）計画書の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画書の変更を行うものとする。

(利用料など)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）を提供した場合の利用料の額は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている入居者負担の割合の支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、月額 60,000 円（2,000 円/日）とする。
- 3 食費については、月額 61,500 円（2,050 円/日）とする。
- 4 光熱水費については、月額 30,000 円（1,000 円/日）とする。
- 5 設備・管理費については、月額 33,000 円（1,100 円/日）とする。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 7 月の途中における入退所については日割り計算とする。
- 8 前6項の利用料などの支払いを受けたときは利用者またはその家族に対し利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の提供に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けすることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者または家族に対して交付する。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の対象者は要介護者（要支援者）であって認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当するものは対象から除かれる。

- ① 認知症に伴う著しい精神症状を伴う者。
- ② 認知症に伴う著しい行動異常がある者。
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

（衛生管理及び感染症の対策等）

第10.指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- （1） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3） 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定認知症対応型共同生活介護従業者（介護予防を含む）は、指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の提供により事故が発生した場合は高槻市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防水管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

（苦情処理）

第14条 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の提供に係る利用者又は家族からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）に関し、厚生労働省定める規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）に係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（年回以上）するととも

に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(情報公開)

第17条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。)第3の四の4の(4)に基づき、本事業所の玄関に文書により掲示し公開する。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む。)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む。)にかかる内容は、これに該当しない。

(身体拘束 高齢者虐待の防止)

第18条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録の整備や適切な手続により身体等の拘束を行う。また、当施設は高齢者虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(地域との連携など)

第19条 指定認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)事業者は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)の提供に当っては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2ヶ月に一回、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、

助言等を聴く機会を設ける。

3 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1） 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

（2） 継続研修 年 1 回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、サービス提供の日から最低 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の施設長（管理者）との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、

平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 9 月 21 日から施行する。

平成 19 年 11 月 19 日から施行する。

平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

平成 28 年 8 月 21 日から施行する。

平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 10 月 1 日から施行する

令和 5 年 9 月 1 日から施行する

令和 7 年 9 月 1 日から施行する。